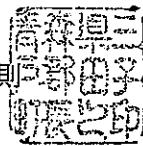


田 収 発 第 3 6 1 号
平成 19 年 2 月 21 日

青森県知事 三村申吾 殿

田子町長 松 橋 良 則



青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書
(平成 16 年 1 月 21 日環境大臣同意) の変更について
(回答)

平成 19 年 2 月 14 日付け青県境第 170 号で依頼のあった標記の件については、田子町の意見を下記のとおり回答します。

記

1 掘削方法の見直しについて
特段の意見はありません。

2 廃棄物の処理方法の拡大について
処理方法の拡大そのものについては意見はありません。ただし、処理方法の拡大による次の懸念と要望を申し添えます。

(1) 青森県の原状回復方針の基本は、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去となっており、これを堅持していただきたいこと。すなわち、廃棄物及び汚染土壌の処理について、不法投棄現場において処理を行ったものを残置する手法や、たとえ土壌環境基準を満たすとはいえ廃棄物や汚染土壌の現場での再利用は、原状回復方針の基本に反し、これらの手法については同意し難いものであることを申し上げます。

(2) 廃棄物及び汚染土壌の全量撤去が平成 24 年度までの計画期間内に終了させるためには、平成 19 年度以降の撤去・処理量が平成 18 年度までのその量に対して倍増以上としなければならない予定とされていますが、廃棄物等の適正処理を委託する処理業者の確保については、これまで 2 年以上にわたり再三お尋ねを申し上げているのにもかかわらず、未だ明確な見通しが示されていません。これらのこととは、住民の立場から申し上げれば、情報公開の非積極性、不誠実及び不作為を問われかねないこととなります。つきましては、住民の不安解消のために、本格的撤去が開始される以前、今年度末までに文書等によりその状況及び見通しについてお知らせしていただくとともに、隨時その状況などについて住民に直接説明する機会を設けて頂くようお願い申し上げます。

(3) 平成 15 年 11 月実施計画策定時に当町では既に様々な観点から意見を申し上げており、その意見の趣旨及び当町の願いについては、今後とも十分にご勘案いただくようお願い申し上げます。住民の願いは、現場を元の自然環境に戻すことを目指す原状回復策、すなわち、これまで要望してきた廃棄物及びそれらによって汚染された土壌の全量を撤去していただきたいことであることを、再度申し上げるものであります。

なお、本実施計画変更承認後の具体的対策を講じる段階においては、今後とも住民の意向を反映した当町からの意見・提言・要望等を提出して参りたいので、これらを地元住民の切なる願いとして受け入れてくださるよう、格段のご配慮をお願い申し上げます。